

# 本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1147号

## 令和6年度第2回物価高騰対策給付金

### (住民税非課税世帯へ)

### 3万円支給)のお知らせ

政府の物価高騰対策として、令和6年度非課税世帯に、「支給のお知らせ」または「支給要件確認書」を送付しています。給付金の通知が届いていない世帯で、次の内容に該当する世帯は、至急ご連絡をお願いいたします。

◆本山町に転入する前の市町村で受給していない世帯で、令和6年12月13日(基準日)以降の他市町村への転居により転居前後のいずれの市町村からも支給が受けられなかった住民税非課税世帯(申請や確認書を市町村へ返送を忘れた者等を除く)

◆住民税非課税にもかかわらず、確認書が届いていない世帯(その場合は、住民税非課税世帯の証明書のわかる証明が必要となります)のお問い合わせください

【申込締切】令和7年5月30日(金)必着

※郵便で返信される場合は、締切日までに役場に届くように発送してください。

【連絡・問い合わせ先】

住民生活課 住民班 電話 76-2115

## 「児童手当」が

### 令和6年12月支給分から

### 拡充されています

児童手当制度は、児童を養育している家庭等における生活の安定と次世代を担う児童の健やかな育ちを支援することを目的としています。

国の制度改正により、令和6年12月支給分から支給対象児童が中学生までから高校生年代までに引き上げられる等、拡充されました。

現在、中学生以下の児童を養育しており、児童手当を受給している方については原則制度改正による手続きは不要ですが次に該当する場合は手続きが必要です。

①高校生年代のみの児童を養育している方

②現在児童手当を受給しており、算定児童に登録されていない高校生年代の児童を養育している方。

※算定児童とは、手当の支払い対象ではないが、児童数にカウントする児童のこと。

※15歳の年度末まで本山町から受給していた場合は、算定児童に登録されていますので手続きは不要です。

③現在児童手当を受給しており、児童の兄弟等(18歳年度末以降から22歳年度末まで)を合計3人以上いる場合。

④①②に該当すると思われる世帯については、事前に役場より手続きの依頼文書を送付しております。③④に該当し、役場から依頼文書が届いていない方については、下記までお問い合わせください。

※制度改正の内容が不明な点等ありましたら本山町のホームページをご覧ください。お気軽にお問い合わせください。

※受給者の方が公務員の場合は、職場にご確認ください。

【問い合わせ先】

住民生活課 住民班 電話 76-2115

## 「第4期本山町健康増進計画」

### 食育推進計画・自殺対策計画」に係る

### パブリックコメントを実施します

令和6年度において、「第3期本山町健康増進計画」の計画期間が最終年度を迎えました。さらなる住民一人ひとりの主体的な健康づくりの推進をめざして、「食育推進計画」「自殺対策計画」を内包した「第4期本山町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」を策定することとなりました。

この度、「第4期本山町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画」の計画案がまとまりましたので、町民の皆様にご公表し、「意見を募集」します。

### 【募集期間】

令和7年2月26日(水)～令和7年3月19日(水)

### 【閲覧場所】

①本山町ホームページ

②健康福祉課(土・日曜、祝日を除く)

【意見できる方】本山町に在住する者

### 【提出方法】

本山町ホームページ若しくは備え付けの指定様式により意見公募期間内に本山町健康福祉課まで提出してください。

【連絡・問い合わせ先】

健康福祉課 電話 70-1000

## もつやま校援隊の

### 学校支援コーディネーターを

#### 募集します

もつやま校援隊は、小学校及び中学校の学習活動を手伝う団体として、市民の有志により構成されています。学校支援コーディネーターは、小・中学校からの学習支援依頼(学習時の見守りや手伝い・屋外作業等)等に基づき、もつやま校援隊に登録された会員等に支援内容を繋ぐ「橋渡し」や「一緒に活動する」役割を主に担います。応募要件等は、次のとおりですので、関心をお持ちの方は、是非ご連絡ください。

#### 【応募要件等】

- ①一年を通じて役割に従事できる方
- ②パソコンで一般的な文書が作成できる方
- ③教育委員会や学校の活動方針に適切に対応できる方
- ④日程や業務内容の調整等ができる方

#### 【注意事項】

- ①履歴書(一通)の提出が必要で、書類審査及び必要に応じて面接を行います
- ②教育委員会から委嘱された方が従事可能 ※委嘱期間は一年間(単年度)を予定
- ③勤務時間は未確定であり、日による変動のある年間業務時間数：約700時間(変動あり) 報酬：時給1,480円を上限とする 勤務口等：要相談
- ④時間外労働の取扱いなし
- ⑤休憩時間や休日等の指定なし

- ⑥期末・勤勉手当、健康保険、厚生年金、雇用保険の取扱いなし
- ⑦傷害保険の取扱いあり

#### 【申込期限】

令和7年3月24日(月)まで

#### 【問い合わせ先】

教育委員会 社会教育班 電話 76-20084

## 春の全国交通安全運動について

4月6日(日)～4月15日(火)まで、春の全国交通安全運動が実施されます。この運動は、町民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践を習慣付けることを目的としています。重点目標は次のとおりです。

#### 【重点目標】

- ①子どもを始めとする、歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と、正しい横断方法の実践。
- ②歩行者優先意識の徹底と、ながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進。
- ③自転車・特定小型原動機付自転車利用時の、ヘルメット着用と、交通ルールの遵守の徹底。

【問い合わせ先】総務課 電話 76-20033



## クレジットカードの請求にご注意を

クレジットカードがある方や、手持ちの現金がなくなっても後払いで買い物ができる便利です。しかし、最近、「クレジットカード会社の請求書を確認したところ、身に覚えのない利用履歴がある」「クレジットカード会社から利用した覚えのない請求があった」「不正利用かもしれない」などの相談が県の消費生活センターに寄せられています。トラブルを防ぐために、左記の点にご注意しましょう。

◆クレジットカードを利用した際の伝票や注文確認メール等は保管しておき、日付や金額等を利用明細と突き合わせて確認しましょう。

◆自分に覚えがなくても家族がカードを利用している可能性もあるので、家族にも確認してみましょう。不正利用が疑われる場合は、早急にカード会社に相談しましょう。

◆紛失や盗難で第三者に悪用された場合ロ、クレジットカードに署名がないと、本人の過失とみなされ、補償の対象外となる場合があります。必ず裏面に署名をしましょう。

クレジットカードの請求等、不審に思うことがあれば、消費者ホットライン「1800(いっや)」に電話をしましょう。

#### 【問い合わせ先】

高知県立消費者生活センター  
電話 0888-824-0669  
またびの推進課 電話 76-3916

## 障害者の就労相談について

障害者の就労相談窓口を左記のとおり開設しますので、お気軽に「相談ください」。

なお、相談は事前予約制となっておりますので、相談日の3日前までに電話等で予約を入れてください。

【日時】3月21日(金) 午後1時～午後3時

【場所】役場1階 もつやまホール

【対象者】

- 障害や病気のある方で
- ・ 一般企業への就職を目指す方
- ・ 就労の継続や生活に不安のある方
- 障害者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

【問い合わせ・予約先】

障害者就業・生活支援センター「ゆめあい」  
電話 0888-854-9111

## 行政相談の実施について

行政相談員は、国、県、市町村が行っている仕事に対する住民の皆さんの苦情や意見・要望を受け、その解決や実現のお手伝いをしています。

相談は、町役場で開設される行政相談所で受け付けています。お気軽に「相談ください」。

【日時】3月21日(金) 午前10時～正午

【場所】役場1階 もつやまホール

【行政相談員】筒井 幸弘

【問い合わせ先】総務課 電話 76-22223

## 民事・家事相談の実施について

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」を実施します。費用は無料です。なお、相談は事前予約制(相談日の1週間前まで)ですので、必ず電話等で予約を入れてください。

【日時】3月14日(金) 午後1時～3時30分

※相談時間は、1組あたり30分です。

【場所】役場2階 相談室3

【内容】

- 民事関係(金銭貸借、土地明渡し、境界等)、
- 家事関係(夫婦関係、親子関係、相続関係等)の問題を解決することについての手続の案内
- ※裁判所の一般的な手続の案内を行うものであり、法律相談ではありません。

【事前予約連絡先】総務課 電話 76-22223

## 民事・家事相談の

### 相談方法の変更について

高知地方裁判所職員による「民事・家事相談」につきまして、令和7年度から次のとおり相談方法が変更になります。相談日は、事前に行政連絡でお知らせします。なお、相談はこれまでのごり事前予約制(相談日の1週間前まで)です。必ず、電話等で予約を入れてください。「不便をおかけしますが、よろしくお願ひします。」

【令和7年度の相談日時(予定)】

6月20日(金)、6月19日(金)、12月12日(金)、

令和8年3月13日(金)の午後1時～3時30分

※相談時間は、1組あたり30分です。

【場所】役場2階 相談室3

【相談方法】電話

※裁判所からかかってきた電話をお繋ぎします。

【問い合わせ先】総務課 電話 76-22223

## 米軍機低空飛行の目撃情報を

### お寄せください

近年、町内上空で米軍機とみられる機体の目撃情報が増加しており、住民の皆さまから恐怖や不安を感じているとの声が多数寄せられています。そのため、町では、目撃情報を収集し国等へ申し入れを行うていただこう、速やかに県へ報告することとしています。

本山町ホームページに「米軍機目撃情報入力フォーム」を作成していますので、米軍機の低空飛行を目撃された方は、入力フォームから情報をお寄せください。併せて、低空飛行の様子を写真や動画で撮影されましたら「提供ください」。

【入力項目】

- ・ 目撃日・時間・場所・機種
- ・ 機数・飛行高度・飛行方向

※目撃日及び時間のみ必須項目となっていますので、分かる範囲で情報を入力してください。

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22223

本山町ホームページ

<https://www.town.motoyamakochi.jp>



# 自衛官等募集案内

募集種目	待遇等	資格	受付期間	試験期日	合格発表
予備自衛官補(一般)	非常勤の特別職国家公務員 教育訓練召集手当 日額8,800円 教育訓練召集旅費支給 訓練中の食事・宿泊費等無料支給	一般社会人等 (会社員・大学生・主婦等) 18歳以上52歳未満	令和7年1月22日 ～4月8日	令和7年4月12日～14日 学科等Web試験 令和7年4月19日 面接・身体検査(一般) 令和7年4月20日 面接・身体検査(技能)	令和7年6月11日
予備自衛官補(技能)	教育訓練日数 (一般)3年以内に50日間 (技能)2年以内に10日間 教育訓練修了翌日に予備自衛官に任官 ※令和6年4月1日現在	18歳以上で国家免許資格等を有する者(資格により年齢上限は53歳未満～55歳未満)			

予備自衛官補から予備自衛官になった時の処遇

予備自衛官の処遇	身分		非常勤の特別職国家公務員
	手当等	予備自衛官手当	月額12,300円(147,600円/年) ※予備自衛官として任用期間中支給
訓練召集旅費		日額11,000円(55,000円/5日間) ※訓練召集参加日数分支給	
訓練召集旅費		訓練召集に応じて訓練に参加する場合、自宅から訓練実施駐屯地(基地)までの交通費が支給されます。	
勤務報奨金		70,000円/1任期 ※予備自衛官1任期3年	
衣食住	被服等	訓練召集中の使用する被服等は無償貸与されます。	
	食事	訓練召集中は無料支給されます。	
	宿泊	訓練召集中は駐屯地内(基地)の定められた宿舎に宿泊(無料)することになります。	
	健康管理	訓練召集中は、自衛隊内の医務室や自衛隊病院等の利用が可能となります。	
	災害補償	訓練召集中の公務上の災害については、自衛官と同様の補償が受けられます。	

※ お問い合わせは市町村窓口、または下記へお気軽にどうぞ。パンフレット等もございます。

〒780-0061

高知市栄田町2-2-10高知よさこい咲都合同庁舎8階

自衛隊高知地方協力本部 高知募集案内所

TEL(088)823-2006

N  
4



スマートフォンサイト

